



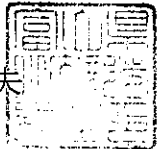
小矢部市告示第26号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

平成28年 3 月 24 日

小矢部市長 桜 井 森 夫



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「地崎」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
小矢部市	岡		175番の一部、176番の一部、177番の一部、178番の一部、179番の一部、199番、200番
	石名田		149番 4、247番 4、249番 3、249番 4の一部、334番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「岡」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
小矢部市	地崎		7 番 1、8 番 1、9 番の一部、354番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「石名田」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
小矢部市	地崎		199番の一部、200番の一部、201番の一部、202番の一部、279番1の一部、280番1の一部、281番1の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。